

### 議事要旨(3) 無形資産専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長（専門委員長）及び豊田主任研究員より、仕掛研究開発の資産計上に係る「企業結合に関する会計基準（案）」の文案及び仕掛研究開発の時価の把握方法について、専門委員会での検討状況の説明がなされた後、委員から次のような発言があった。

#### （識別可能な無形資産）

- ・ 検討中の文案では、従来の「取得した資産に、・・・無形資産が含まれる場合には、取得原価を当該無形資産に配分することができる。」という「できる」規定について、当該無形資産が識別可能なものである限り、原則として資産計上を求める取扱いへの変更が提案されている。今回の変更により、識別可能なものであれば、企業結合における対価計算の基礎に含められていなかった無形資産であっても、資産計上が求められることとなり、財務諸表作成者に過度の負担を強いるおそれがあるのではないかと。この点について、事務局より、米国の実務において企業結合時に取得した資産及び負債の評価を行う専門家にヒアリングしたところでは、無形資産の価値評価にあたっては、被取得企業の企業価値の源泉、つまりバリュー・ドライバーとなるものを把握するという話があったこと、米国の実務の指針となっている AICPA のガイダンスでは、仕掛研究開発の認識条件として「経済的便益の発生」や「計測可能性」が挙げられており、識別可能な無形資産であれば、すべて資産計上を求める取扱いではないと考えられることが説明された。また、この点を踏まえ、検討中の文案では、当該無形資産の計上が求められるケースの例として、当該無形資産の取得が、企業結合の目的の1つとされていた場合等、その無形資産が企業結合における対価計算の基礎に含められていた場合を記載していることが説明された。

#### （取得原価の算定及び配分）

- ・ 検討中の文案では、企業結合により取得した資産及び引き受けた負債の認識・測定について、取引時点の取得の対価となる財の時価を算定し、それらを合算したものを被取得企業又は取得した事業の取得原価とし、取得した資産及び引き受けた負債のうち識別可能なものの企業結合時点の時価を基礎として、当該資産及び負債に対して配分するという取扱いとしているが、国際的な会計基準では、「取得原価の配分」という取扱いではなく、識別可能な資産及び負債を公正価値により直接認識する取扱いとされている。今回の改正において、国際的な会計基準と同様の取扱いを規定すべきではないかと。

以上